

第二假定による將來人口の推定計算

年次	乳兒死亡率	要出生數	推定出生數	一九三六年度の 妊孕率による 推定出生數	一九三六年度の 妊孕率に對する 要向上率
一九三八	(出生百に對) 六・四〇	一、六四九	一、四八〇	一、四二四	三・九*
一九三九	六・二二	一、六四五	一、五四三	一、四四三	六・九
一九四〇	六・〇三	一、六四一	一、五八八	一、四四五	九・九
一九四一	五・八三	一、六三七	一、六〇〇	一、四一八	一二・九
一九四二	五・六三	一、六三四	一、六一三	一、三九三	一五・九
一九四三	五・四三	一、六三〇	一、三六九	一、三六九	一九・〇
一九四四	五・二六	一、六二六	一、三五三	一、三三三	二〇・二
一九四五	五・〇八	一、六二三	一、三三九	一、三二五	二一・二
一九四六	四・九二	一、六一〇	一、三一五	一、三一六	二二・九
一九四七	四・七六	一、六一七	一、三〇六	一、三〇六	二三・六
一九四八	四・六一	一、六一四	一、二九七	一、二九七	二四・二
一九四九	四・四六	一、六一一	一、二八九	一、二八九	二四・九
一九五〇	四・三二	一、六〇九	一、二七七	一、二七七	二五・七
一九五一	四・一八	一、六〇六	一、二六七	一、二六七	二六・六
一九五二	四・〇四	一、六〇三	一、二五八	一、二五八	二七・四
一九五三	四・〇〇	一、六〇三			

*一九三六年に對する此の向上率は實數なり。

一九三九年の出生過不足

尚、一九三九年の出生數が右第二假定の要求する國家的必需量を充足してゐるか如何かに就ては本誌前前號の章報記事「一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡統計の發表」中にも載つてゐる如くで、本推定の第二假定による要出生數(舊領内、舊澳太利及びブズデーシ獨逸地方)は一、六四五(千)、推定出生數は一、五四

Bevölkerungsentwicklung im Deutschen Reich. 第二 假定部分に就いては同じく Wirtschaft und Statistik 1939 Nr. 6 を参照)

獨逸に於ける結婚貸付金申込者の健康診断成績

一九三九年上半年(一九三九年一月一日より六月三十日に至る)に於て總計三四一、七二八人の結婚貸付金申込者が衛生官吏の健康診断を受け、内八、一三八人(二・三五%)が健康或は遺傳生物學的的理由に據り不合格となつた。一九三八年度に於て衛生官吏の結婚有效證明書の下附を拒絶された者は申込者總數の一・六七%であるが之に比すると今回は約其の半ばの増率である。此の不合格者増率の原因は結婚貸付金申込者の健康診断を行ふ者に對する新指針の適用にある。新指針によると就中生殖能力の如何を特に注意せねばならぬ事になつてゐる。又遺傳性疾患の素因の存在する場合結婚貸付金授與の上申を行ひ得るや否やの問題は血族の全遺傳價值によつて判斷しなければならぬ。近親(兩親、同胞、或は子供)に遺傳病子孫防止法(斷種法)の意義に於ける遺傳病患者が一名でも存在する時は、貸付金授與の上申を行ふ事は出来ない。特に此の二つの理由により申込者の嚴重な選擇が行はれ従つて高率の不合格者が出たのである。

右健康診断成績を更に内譯すると獨逸全國に於て衛生官吏の健康診断を受けた貸付金申込者は男一六七、〇四九、女一七四、六七九、此の内健康上又は遺傳性疾患の素因ある爲に不合格となつた者は男三、六二〇(二・一七%)、女四、五一八(二・五九%)又其の内自身

疾患を有する者男一、七六五、女二、三五四、遺傳性疾患の素因ある者男一、八三三、女二、一四八其他男二、女二四である。又相手方の資格不備の爲不合格となつた者男三、七五一、女二、八五三である。

次に不合格者中一對をなせる男女の申込者に就て見ると、男子疾患を有し女子合格の場合一、二九三、男子遺傳性疾患の素因を有し女子合格の場合一、五五一、女子疾患を有し男子合格の場合一、八七三、女子遺傳性疾患の素因を有し男子合格の場合一、八六四、男女共に疾患を有する場合三、八六、男女共に遺傳性疾患の素因を有する場合一、八九、男子疾患を有し女子遺傳性疾患の素因ある場合八六、男子遺傳性疾患の素因を有

し女子疾患を有する場合九三三、他特殊の理由によるもの三六、總計七、三七一である。不合格者の不合格理由の内譯は次表の如くである。(Reichsgesundheitsblatt 15 Jahrg. Nr. 23 所載)

不合格者の不合格理由

不合格理由	不合格者數	百分率	内、自身の疾患によるもの		遺傳性素因あるもの	
			男	女	男	女
一 國法に擧げたる疾患	375	3.7	54	80	79	82
生來性精神薄弱	126	1.3	14	9	56	59
精神分裂病	140	1.4	5	1	6	7
躁鬱病	53	0.5	6	7	36	36
遺傳性癲癇	11	0.1	1	1	7	4
ハンチントン氏舞蹈病	100	1.0	3	5	6	10
遺傳性盲又は視力障碍	23	0.2	6	3	4	6
遺傳性聾又は聽力障碍	45	0.4	17	19	5	7
遺傳性身體畸形	24	0.2	1	1	1	1
略遺傳確實と見られる其他の精神疾患及徴候	24	0.2	1	1	1	1
アルコール中毒及其他の中毒	56	0.5	3	1	9	7
精神病質	43	0.4	1	1	3	7
自殺(近親者の)	19	0.2	1	1	3	7
犯罪	33	0.3	1	1	1	1
教護施設にありしもの	3	0.0	1	1	1	1
三 略遺傳確實と見られる其他の神經疾患	10	0.1	1	1	1	1
四 其他の疾患	7	0.0	1	1	1	1
糖尿病、重症甲状腺腫、發育不全、粘液不腫、其他の新陳代謝病、遺傳性血液病等	3	0.0	1	1	1	1
五 遺傳の不確實なる疾患	15	0.1	1	1	1	1
心臟病及血管病	4	0.0	1	1	1	1
腎臟病	27	0.2	1	1	1	1
結核	7	0.0	1	1	1	1
結核の疑あるもの	25	0.2	1	1	1	1
六 其他生命、職業、生殖の危険	17	0.1	1	1	1	1
淋疾	1	0.0	1	1	1	1
生殖不能又は妊娠不能	5	0.0	1	1	1	1
其他生殖に關する危険	3	0.0	1	1	1	1
其他生命、生業能力の危険	10	0.1	1	1	1	1
其他の傳染病、後天性畸形、病弱、死産	2	0.0	1	1	1	1
計	821	100.0	177	234	183	217
不確實なる疾病報告及び其他の理由	4	0.0	1	1	1	1
總計	825	100.0	178	235	184	218